

「神戸市屋外広告物条例の一部改正（案）」にかかる
意見募集結果について

1. 意見募集期間：2024 年 12 月 23 日（月曜）～2025 年 1 月 22 日（水曜）
2. 意見件数：1 件（1 通）
3. 意見の概要と本市の考え方
※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

意見の概要		意見に対する本市の考え方
1	許可不要かつ禁止地域での掲出が可能となっているものが禁止物件に掲示できるようになったところで意味は無いと考える。ガードレールに旗竿が出ても邪魔になり、結局掲示されず意味が無いのではないかな。 「地域における祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」とはどのようなものを指すのか。具体的には神社の初詣の案内が該当するのだろうか。 また、同時に意見募集されている神戸市屋外広告物条例施行規則改正により、同一壁面に同一内容の広告物を複数掲出できる場合の具体例は「屋外広告物条例のしおり」に記載する予定とのことだが、どこで確認できるのか。 景観に関しては、京都や芦屋など力を入れている自治体に担当者を派遣し学習させるべきである。真剣に景観施策に向き合っていたきたい。よろしくお願いします。	地域における祭礼等は地域コミュニティの活性化に資するものであり、その際、祭の開催を知らせるために掲出される旗竿等の広告物はハレ（非日常）の景観を醸成する際に重要な役割を果たすものであると考えています。 そのため、このような広告物については許可不要かつ禁止地域での掲出も可能としていますが、一方ガードレールなどの禁止物件への掲出は、交通への支障の有無にかかわらず認めていないのが現状です。 本市ではこのような広告物が「ハレ（非日常）の景観を醸成する」という役割を担っていることから、制限をするよりも、むしろなるべく広く認めていくことが望ましいと考えており、一定の条件下でこれを認めようとするものです。 なお道路における安全と円滑な移動を阻害しないためには、道路交通法や道路占用許可基準等関係法令も満たす必要があります。 また同時に意見募集している神戸市屋外広告物条例施行規則の一部改正における「同一壁面に同一内容であっても、掲出できる具体的な広告物」の例示については、「屋外広告物条例のしおり」を改訂し、具体例を記載する予定です。 改訂後の「屋外広告物条例のしおり」については市のホームページに掲載します。 景観に関する他自治体の取り組み等につきましては、研究し今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。